

議 案 第 4 3 号

令和元年度 香南市国民健康保険特別会計補正予算

(第 4 号)

令和元年度 香南市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

令和元年度香南市国民健康保険特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１４７，７００千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４，３５４，３３８千円とする。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年３月３１日 専決

香南市長 清 藤 真 司

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		751,354	2,400	753,754
	1 国民健康保険税	751,354	2,400	753,754
3 国庫支出金		3,799	1,559	5,358
	2 国庫補助金	3,799	1,559	5,358
4 県支出金		3,207,907	△147,977	3,059,930
	1 県負担金	3,207,907	△147,977	3,059,930
6 繰入金		521,287	△8,137	513,150
	1 一般会計繰入金	422,470	△8,351	414,119
	2 基金繰入金	98,817	214	99,031
8 諸収入		16,357	4,455	20,812
	1 延滞金及び過料	10,001	△900	9,101
	4 雑入	5,856	5,355	11,211
歳 入 合 計		4,502,038	△147,700	4,354,338

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		81,418	△1,100	80,318
	1 総務管理費	76,107	0	76,107
	2 徴税費	4,921	△1,100	3,821
2 保険給付費		3,179,067	△143,600	3,035,467
	1 療養諸費	2,752,768	△131,500	2,621,268
	2 高額療養費	413,173	△12,100	401,073
3 国民健康保険事業費納付金		1,197,692	0	1,197,692
	1 医療給付費分	863,015	0	863,015
4 保健事業費		37,832	△3,000	34,832
	1 保健事業費	7,897	0	7,897
	2 特定健康診査等事業費	29,935	△3,000	26,935
歳 出 合 計		4,502,038	△147,700	4,354,338

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	751,354	2,400	753,754
3 国庫支出金	3,799	1,559	5,358
4 県支出金	3,207,907	△147,977	3,059,930
6 繰入金	521,287	△8,137	513,150
8 諸収入	16,357	4,455	20,812
歳 入 合 計	4,502,038	△147,700	4,354,338

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	81,418	△1,100	80,318	4,700			△5,800
2 保険給付費	3,179,067	△143,600	3,035,467	△156,440			12,840
3 国民健康保険事業費納付金	1,197,692		1,197,692	7,151			△7,151
4 保健事業費	37,832	△3,000	34,832	1,289			△4,289
歳 出 合 計	4,502,038	△147,700	4,354,338	△143,300			△4,400

歳 入

(単位：千円)

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
1 国民健康保険税			751,354	2,400	753,754			
1 国民健康保険税			751,354	2,400	753,754			
1 一般被保険者国民健康保険税			747,741	5,400	753,141	1 医療給付費分	5,200	特別徴収保険税 滞納繰越分 △1,800 7,000
						2 後期高齢者支援金分	600	普通徴収保険税 特別徴収保険税 滞納繰越分 △900 △500 2,000
						3 介護納付金分	△400	普通徴収保険税 滞納繰越分 △1,400 1,000
2 退職被保険者等国民健康保険税			3,613	△3,000	613	1 医療給付費分	△1,900	普通徴収保険税 △1,900
						2 後期高齢者支援金分	△600	普通徴収保険税 △600
						3 介護納付金分	△500	普通徴収保険税 △500
3 国庫支出金			3,799	1,559	5,358			
2 国庫補助金			3,799	1,559	5,358			

(単位：千円)

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
		8 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	3,118	1,559	4,677	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,559	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,559
4 県支出金			3,207,907	△147,977	3,059,930			
	1 県負担金		3,207,907	△147,977	3,059,930			
		1 保険給付費等交付金	3,207,907	△147,977	3,059,930	1 普通交付金	△156,440	普通交付金 △156,440
						3 特別交付金 (特別調整交付金)	6,937	特別交付金(特別調整交付金) 6,937
						4 特別交付金 (2号分)	1,526	特別交付金(2号分) 1,526
6 繰入金			521,287	△8,137	513,150			
	1 一般会計繰入金		422,470	△8,351	414,119			
		1 一般会計繰入金	422,470	△8,351	414,119	1 一般会計繰入金	△8,351	特定健康診査等事業費繰入金 △3,500 財源対策繰入金 △4,851
	2 基金繰入金		98,817	214	99,031			

(単位：千円)

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
		1 財政調整基金繰入金	98,817	214	99,031	1 財政調整基金繰入金	214	財政調整基金繰入金 214
8 諸収入			16,357	4,455	20,812			
		1 延滞金及び過料	10,001	△900	9,101			
		1 一般被保険者延滞金	10,000	△900	9,100	1 一般被保険者延滞金	△900	保険税延滞金 △900
		4 雑入	5,856	5,355	11,211			
		2 雑入	5,856	5,355	11,211	1 第三者納付金	5,355	第三者納付金（一般分）過年度 5,355
計			4,502,038	△147,700	4,354,338			

歳 出

(単位：千円)

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳	節		説 明
款	項	目				特 定 財 源				一般財源	区 分	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1総務費			81,418	△1,100	80,318	4,700			△5,800			
	1 総務管理費		76,107	0	76,107	4,700			△4,700			
		1一般管理費	72,490	0	72,490	4,700			△4,700			財源更正
	2 徴税費		4,921	△1,100	3,821				△1,100			
		1賦課徴収費	4,921	△1,100	3,821				△1,100	13委託料	△1,100	一般事務委託料 システム改修委託料 △1,100 △1,100
2保険給付費			3,179,067	△143,600	3,035,467	△156,440			12,840			
	1 療養諸費		2,752,768	△131,500	2,621,268	△144,340			12,840			
		1一般被保険者療養給付費	2,723,939	△129,000	2,594,939	△141,840			12,840	19負担金補助及び交付金	△129,000	負担金 療養給付費保険者負担金 △129,000
		2退職被保険者等療養給付費	2,127	△500	1,627	△500				19負担金補助及び交付金	△500	負担金 療養給付費保険者負担金 △500
		3一般被保険者療養費	16,362	△2,000	14,362	△2,000				19負担金補助及び交付金	△2,000	負担金 療養給付費保険者負担金 △2,000
	2 高額療養費		413,173	△12,100	401,073	△12,100						

(単位：千円)

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他				
		1一般被保険者高額療養費	411,873	△11,300	400,573	△11,300				19負担金補助及び交付金	△11,300	負担金 高額療養費保険者負担金 △11,300
		2退職被保険者等高額療養費	1,000	△800	200	△800				19負担金補助及び交付金	△800	負担金 高額療養費保険者負担金 △800
3国民健康保険事業費納付金			1,197,692	0	1,197,692	7,151			△7,151			
		1医療給付費分	863,015	0	863,015	7,151			△7,151			
		1一般被保険者医療給付費分	863,015	0	863,015	7,151			△7,151			財源更正
4保健事業費			37,832	△3,000	34,832	1,289			△4,289			
		1保健事業費	7,897	0	7,897	14			△14			
		1保健衛生普及費	7,897	0	7,897	14			△14			財源更正
2特定健康診査等事業費			29,935	△3,000	26,935	1,275			△4,275			
		1特定健康診査等事業費	29,935	△3,000	26,935	1,275			△4,275	19負担金補助及び交付金	△3,000	負担金 集団健診保険者負担金 △3,000
計			4,502,038	△147,700	4,354,338	△143,300			△4,400			